

賦課年度	
通知書番号	

年　月　日

様

横浜市

区長

印

○お問い合わせ

— 付けで申請のありました市民税・県民税の減免については、地方税法第45条及び第323条並びに横浜市市税条例第39条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

賦課年度

減免・免除決定内容

減免・免除理由

賦課期日住所

納稅者氏名

税額 円

減免・免除額 円

この通知の内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当区役所を経由して提出することもできます。

この通知の内容の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

【お問い合わせ先】